

パブリックコメントのイメージ

技能検定職種の統廃合等に関する意見募集について

平成 27 年 月 日
厚生労働省
職業能力開発局
能力評価課

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条に基づき実施される技能検定は、現在 128 職種を対象に実施されています（別添 1 参照）。

技能検定については、平成 20 年度に「技能検定職種の統廃合等の見直しに関する専門調査員会」を開催し、平成 21 年 1 月に、①検定職種の統廃合等に係る検討体制、②統廃合等の作業計画、③統廃合等の判断基準等を内容とする報告書がとりまとめられました（別添 2 参照）。

厚生労働省では、本報告書に基づき技能検定職種の統廃合等の推進を図るため、学識経験者その他の有識者からなる「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」を開催し、必要な検討を行っています（別添 3 参照）。

この検討の一環として、統廃合等の対象職種に係る社会的便益を検討するに際して、パブリックコメントを行うこととなっていることから、平成 27 年度の検討対象職種となっている「酒造」職種（別添 4 参照）及び「枠組壁建築」職種（別添 5 参照）に係る統廃合等について、下記のとおり、広く国民の皆様からご意見を募集いたします。

記

1 御意見募集期間

平成 27 年 月 日（ ）から平成 27 年 月 日（ ）まで（郵送及び F A X についても、募集期間内の必着とします。）

2 御意見提出方法

次のいずれかの方法にて、御提出願います。

○ 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省 職業能力開発局 能力評価課 宛て

- F A X の場合
03-3502-8932
厚生労働省 職業能力開発局 能力評価課 宛て
- 電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォームを使用する場合
「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

3 御意見提出に当たっての注意事項

提出していただく御意見については、「技能検定職種の統廃合等」と明記の上、日本語で御提出くださいますよう、お願いいたします。

また、個人の場合は住所・氏名・年齢・職業を、法人の方は法人名・法人の主たる事務所の所在地を記載してください。提出いただいた御意見については、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、いただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、御了承ください。

以上

技能検定制度について

1 概要

技能検定制度は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であり、労働者の技能と地位の向上を図ることを目的に、職業能力開発促進法に基づき行われているものである。

本制度は、昭和34年度から実施され、平成26年度には全国で約69万人の受検申請があり、約28万人が合格している。技能検定制度開始からの累計では、延べ約574万人が技能士となっている。

2 実施内容

技能検定は、厚生労働大臣が、政令で定める職種ごとに、厚生労働省令で定める等級に区分して、実技試験及び学科試験により行っている。

職種は、平成27年4月1日現在128職種である。これらについては、時代のニーズに合ったものとなるよう、職種・作業の新設・統廃合、試験基準の見直し等を毎年行っている。

等級区分は、職種により、①等級に区分するもの（特級、1級、2級、3級、基礎1級及び基礎2級）と、②等級に区分しないもの（単一等級）とがある。

3 実施体制

厚生労働大臣が定める実施計画に基づき、都道府県知事が技能検定を実施し、中央職業能力開発協会が試験問題の作成を行っている。なお、都道府県知事の行う業務のうち、技能検定受検申請書の受付け、試験の実施等の業務は都道府県職業能力開発協会が行っている。

また、ファイナンシャル・プランニング等15職種については、当該職種に関連する民間機関が指定試験機関として指定を受け、技能検定の試験業務を行うこととなっている。

4 技能検定の合格者

技能検定に合格した者は、技能士と称することができ、特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者に対しては厚生労働大臣名の、その他の等級の技能検定の合格者に対しては都道府県知事名又は指定試験機関名の合格証書が交付される。

技能検定職種一覧表（128 職種）

平成 27 年 4 月 1 日現在

技能検定職種	
建設関係	造園、さく井、建築板金、冷凍空気調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ
窯業・土石関係	陶磁器製造
金属加工関係	金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、金属材料試験
一般機械器具関係	機械検査、機械保全、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図
電気・精密機械器具関係	電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、複写機組立て、電気製図
食料品関係	パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造
衣服・繊維製品関係	染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製
木材・木製品・紙加工品関係	機械木工、木型製作、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、畳製作、表装
プラスチック製品関係	プラスチック成形、強化プラスチック成形
貴金属・装身具関係	時計修理、貴金属装身具製作
印刷製本関係	製版、印刷、製本
その他	<u>ウェブデザイン</u> 、 <u>キャリア・コンサルティング</u> 、 <u>ピアノ調律</u> 、 <u>ファイナンシャル・プランニング</u> 、 <u>知的財産管理</u> 、 <u>金融窓口サービス</u> 、 <u>着付け</u> 、 <u>レストランサービス</u> 、 <u>ビル設備管理</u> 、 <u>園芸装飾</u> 、 <u>ロープ加工</u> 、 <u>情報配線施工</u> 、 <u>化学分析</u> 、 <u>印章彫刻</u> 、 <u>ガラス用フィルム施工</u> 、 <u>塗料調色</u> 、 <u>義肢・装具製作</u> 、 <u>舞台機構調整</u> 、 <u>工業包装</u> 、 <u>写真</u> 、 <u>調理</u> 、 <u>ビルクリーニング</u> 、 <u>ハウスクリーニング</u> 、 <u>産業洗浄</u> 、 <u>商品装飾展示</u> 、 <u>フラワー装飾</u>

注：下線の15職種については、指定試験機関（民間機関）において実施することとなっている。

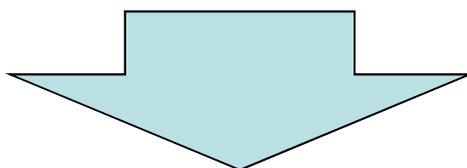
技能検定の職種等の統廃合等について

行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)

既存の職種については、民間の指定試験機関への移行を促進するとともに、経済社会情勢の変化に対応した統廃合を行う。

規制改革推進のための第2次答申(平成19年12月25日規制改革会議)

検定職種の統廃合・新設、民間参入を着実に推進するため、(中略)例えば、受検者数が年間100名以下の検定職種等については廃止する方向で検討を進めることとするなど、定量的な基準を盛り込むべきである。



技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書

(平成21年1月座長北浦正行社会経済生産性本部事務局次長)

1 検討体制

技能検定制度に精通した有識者を構成員とする検討会において毎年度検討することが適当

2 作業計画

前年度までの受検者数実績を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し(第1次判断)、当該職種の社会的便益を検討・勘案し(第2次判断)、統廃合の可否について検討することが適当

3 統廃合等の判断基準

検討対象職種の選定(第1次判断)

過去6年間の年間平均受検者数が100人以下。
ただし、以下の場合には検討対象から除外。

- ① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超
- ② 隔年又は3年ごとの実施で、各実施年における受検者数が約100人に達する場合

100人以下
の場合

社会的便益の評価(第2次判断)

①業界、②受検者、③雇用主、④消費者のそれぞれにとっての社会的便益を勘案し、職種存続の適否を判断
※社会的便益を一般指標化し、職種をグループ分けして第2次判断の基準を明確にすることが適当

4 検討過程の客観性・透明性の確保

- ① 第1次判断には、毎年度過去6年間の受検者数を公表することが適当

技能検定職種の統廃合等に関する検討会開催要綱

1 趣旨

技能検定については、平成20年度に「技能検定職種の統廃合等の見直しに関する専門調査員会」を開催し、平成21年1月に、①検定職種の統廃合等に係る検討体制、②統廃合等の作業計画、③統廃合等の判断基準、等を内容とする報告書がとりまとめられたところである。

厚生労働省としては、本報告書に基づき技能検定職種の統廃合等の推進を図るため、学識経験者その他の有識者からなる「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」を開催し、必要な検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 統廃合等を判断する際の社会的便益の評価について
- (2) 職種の統廃合等について
- (3) その他

3 検討会の構成

- (1) 検討会は、職業能力開発専門調査員規程（平成13年1月6日厚生労働省訓第18号）に基づき、厚生労働省職業能力開発局長が委嘱する専門調査員（別紙参照）により構成されるものとする。
- (2) 検討会の座長は参集者の互選により選出するものとする。
- (3) 検討会は、必要に応じて参集者以外の者の意見を聞くことができる。

4 検討会の運営

- (1) 検討会は、厚生労働省職業能力開発局長が、随時、構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会の庶務は、厚生労働省職業能力開発局能力評価課において行う。

5 会議及び議事録の公開

会議、議事録及び資料を公開とする。

ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができることとする。

酒造職種の概要

・清酒製造作業

米、米こうじ及びび水を原料として発酵させ、こすことにより、一般的に日本酒と呼ばれる「清酒」を製造する作業

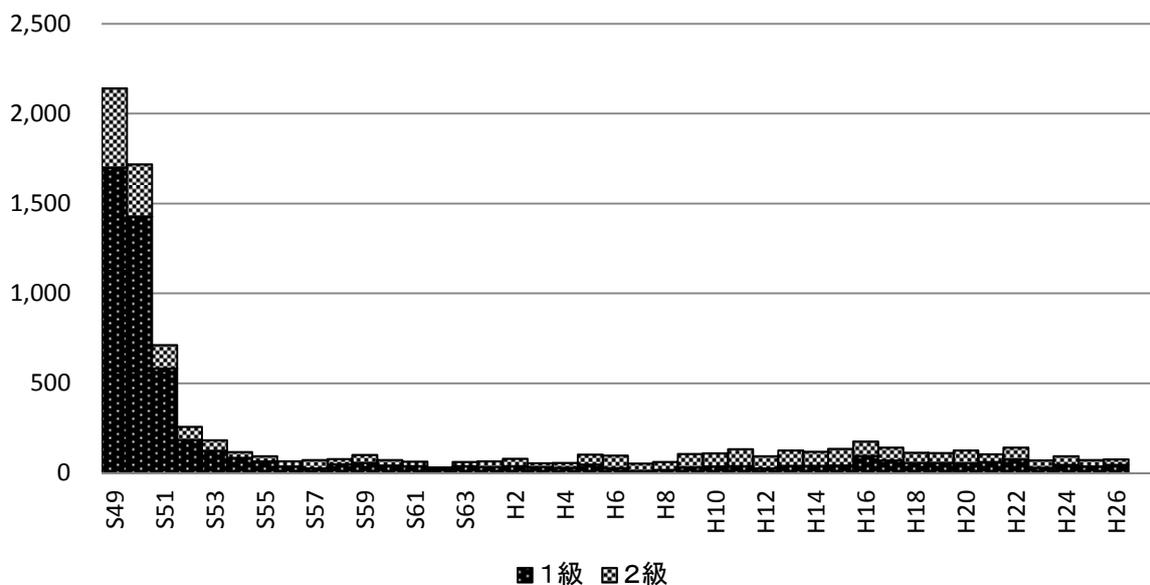
昭和49年度に酒造職種として新設された。

職種新設当初は多くの受検者がいたが、平成23年度以降は100人を下回る状況が続いている。平成26年度まで毎年試験を実施してきており、平成27年度も試験する予定である。

平成26年度までの累計受検申請者数は8,415人（1級5,648人、2級2,767人）、累計合格者数は4,930人（1級3,152人、2級1,778人）である。

試験実施状況

酒造職種 受検申請者数の推移



「酒造」職種の受検申請者数の推移（過去6年分）

職種統廃合等の検討対象となる判断基準（1次判断基準）

過去6年間の年間平均受検者数が100人以下のもの。ただし、以下の場合は検討対象から除外。

- ① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超の場合。
- ② 隔年又は3年毎の実施で、平均受検申請者数が50人又は30人に達する場合。

職種	受検申請者数						平均受検申請者数(過去6年間)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
酒造	105	143	72	95	74	76	94
清酒製造作業	105	143	72	95	74	76	

枠組壁建築職種の概要

・ 枠組壁工事作業

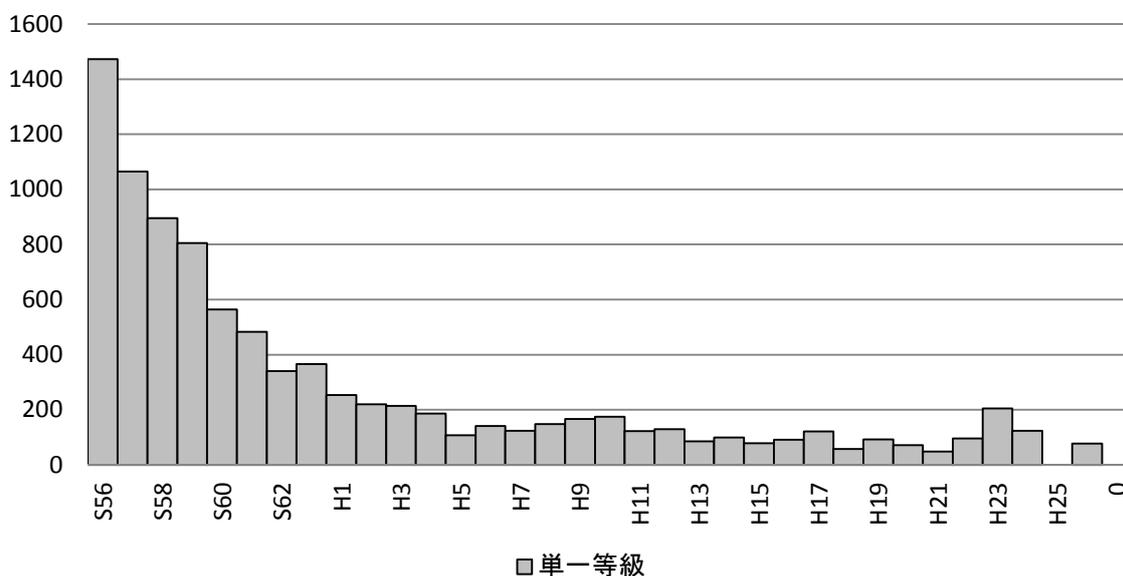
数種類の規格木材を用いて組まれた枠組みに、構造用合板などを止め、金物及び専用クギを用いて打ち付けた床、壁によって建築物を建築する作業

昭和56年度に職種が新設された。受検申請者数は初年度の1,472人をピークに漸減しており、平成23年度に100人を超えたが、平成26年度には再び100人を下回っている。

平成26年度までの累計受検申請者数は、9,228人（単一等級）、累計合格者数は2,680人（単一等級）である。

試験実施状況

枠組壁建築職種 受検申請者数の推移



「枠組壁建築」職種の受検申請者数の推移（過去6年分）

職種統廃合等の検討対象となる判断基準（1次判断基準）

過去6年間の年間平均受検者数が100人以下のもの。ただし、以下の場合は検討対象から除外。

- ① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超の場合。
- ② 隔年又は3年毎の実施で、平均受検申請者数が50人又は30人に達する場合。

職種	受検申請者数						平均受検申請者数(過去6年間)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
枠組壁建築	48	96	205	124	-	77	92
枠組壁工事作業	48	96	205	124	-	77	